

近現代史ゼミ・2023年1月28日の報告

近代史の中の女性像（内藤真治講師）

1, はじめに

(1) 「かかあ天下」は上州だけではない

甲州（山梨県）や房州（千葉県南部）などでも。

(2) 「かかあ天下」の語源は

諸説あるが、説得力のあるのは経済力、つまり養蚕・製糸に女性の果たす役割が大きかったこと。

***蚕影(こかげ)神社** 養蚕の神を祀る神社で、全国にある蚕影神社の本社は茨城県つくば市にある。県内にも数か所の蚕影神社や神社跡がある。

2, 群馬の製糸業と女性労働

(1) 世界遺産・富岡製糸場のスタートは「女工哀史」とは無縁

初めは官営の模範工場で、働く女性を全国から募集したが応募者がなく、各地の指導的な立場の人達の子を動員した。場長・尾高惇忠の長女（13歳）は工女第1号であったし、また、信州松代藩士・横田数馬の次女、横田英（結婚して和田英、『富岡日記』の著者）もいた。彼女は出身地の松代に帰り、民間機械製糸工場「六工社」の指導者となった。長州からは70人近くが富岡に来ており、中に大蔵大輔・井上馨の姪2人も含まれていた。富岡製糸場の工女たちは、今日の労基法に近いような働き方をしており「女工哀史」のような労働ではなかった。富岡で機械製糸を学んだ後は出身地に帰って指導者になった。ただ、工女の中には病死した者もいて、富岡の龍光寺などに工女の墓が多数ある。（『異郷に散った若い命』高瀬豊二著）

(2) 民間に払い下げ

明治新政府の中心となった薩摩や長州は、幕末に莫大な借財を三井や鴻池などに負っており、政府と結びついたそれら政商に、やがて、その借りを返すような形で安値で官営工場を払い下げた。

民営化されると、当然、利潤の追求第一となり、労働条件は悪化、ストライキも行われるようになった。富岡製糸所は1893（明治26）年に三井に払い下げられ、最初のストライキが1898（明治31）年2月14日の『東京朝日新聞』に報じられている。

(3) 横山源之助『日本の下層社会』（1899・明治32）

桐生・足利の織物工場の職員の労働条件の悪さ、さらに劣悪な前橋の製糸工女の実例が紹介さ

れている。

(4) 細井和喜蔵著『女工哀史』（1925・大正14）

紡績工場の女工たちの労働条件や生活を克明に記述した書。事実婚の妻、堀としをの工場での体験を基本としているから、この本は二人の共著と言ってもよい。しかし、細井の病死後、友人たちの反対もあり、妻のとしをはこの本の印税を全く受け取ることなく、印税は青山霊園の無名戦士の墓をつくることに使われた。

『世界名著大事典』に『女工哀史』が取り上げられ、塩田庄兵衛がその紹介を書いているが、妻としをのことは全く触れていない。革新的、進歩的と言われる男たちがひどいものだと思う。

としをは結婚して高井としをとなり、5人の子を育て、戦後は兵庫県で伊丹地方自由労働組合（日雇労働者の労働組合）の委員長を務めた。後に自伝『わたしの「女工哀史」』を著した。

3, 女性の政治的権利獲得へのたたかひの歴史

(1) 民権ばあさん・楠瀬喜多（1836～1920）

「投票できないなら税金も納めない」（1878・明治11）高知県庁への抗議文

(2) 自由民権運動に参加した女性たち

○岸田俊子（1864～1901、各地で女権拡張の演説、後に結婚して中島俊子）

○福田英子（1865～1927、「人間平等論演説」、『妾の半生涯』（1904・明治37）

●男性民権家の意識と行動

植木枝盛（1857～1892）は土佐の自由民権家、全国で婦人の解放をテーマに演説。封建的家父長家族制度を批判し、個人の尊厳と男女の本質的平等論理が支配する近代的小家族制度を主張した。

しかし、私生活では極めて女性にはだらしがなかった。地方に行くと遊郭に泊まり、日記にその女性名を記録するなど、言行不一致も甚だしく、結婚したが自宅に寄り付かず、34歳で死去。

◎日本で「おんな」はどう扱われたか

*『故事俗信ことわざ大辞典』の「おんな」ではじまる事項は5ページにも及ぶが、内容は女性蔑視が多い。「女賢(さか)しうして牛売りそこなう」

*住井すゑ『わが生涯』（1995）⇒父親と長男だけ

座敷でごちそう、他の家族は板の間で…

◎女性の政治参加

- ・集会及び政社法（1890・明治23）
「…女子ハ政談集会ニ」参加禁止
- ・この条項は治安警察法（1900・明治33）に引き継がれた。
- ・1905（明治38）年、1908（明治41）年に改正案が提出されたが廃案に。

(3) 月刊雑誌『青鞥』創刊（1911・明治44）

発刊の辞に平塚らいてう（26歳）の「元始、女性に實に太陽であった。…」政治運動というより文学運動で、必ずしも女性の権利拡張をめざしたわけではないが、女性だけの文芸雑誌が珍しかったし、次の女権拡張運動のステップになった。創刊号には与謝野晶子の詩「山の動く日」も掲載。

(4) 「新婦人協会」創立（1919・大正8）

- 平塚明（はる）、市川房枝、奥むめお、など
- ・1920（大正9）・3・28 結成式で「男女平等、婦人・母・子供の権利擁護」などの要求
- ・1922（大正11）治安警察法5条改正（女性の政談演説会参加可能に）
- ・同年5月初の婦人の発起による政治演説会開催

(5) 「婦人参政権獲得期成同盟会」発足（1924・大正13）

婦人参政権運動団体の大同団結

- ・市川房枝、久布白落実（くぶしろおちみ、徳富蘇峰・蘆花の姪）ら
- ・1925（大正14）・4月、治安維持法公布
- ・同年5月、普通選挙法公布（満25歳以上の男子による普通選挙）

4, 治安維持法体制の下で

- ①維持法第1条（1925・大正14）⇒国体変革、私有財産制度否認目的の結社組織、加入は十年以下懲役・禁固
- ②治安維持法改正（1928・昭和3）⇒最高刑が死刑に。また「目的遂行ノ為ニスル行為」も処罰の対象とするという表現で、いくらでも拡大解釈でき、共産党関係以外のあらゆる活動弾圧が可能に。
- ③治安維持法改正（1941・昭和16）⇒「予防拘禁」導入、刑期満了後に釈放即拘禁

◎治安維持法で捕らえられた群馬関連の女性たち

※田口ツギ（1903～1934） 旧群馬郡滝川村生まれ、農民組合の活動を経て上京、労働運動に参加、共産党加入（?）、治安維持法で検挙され拷問を受ける。31歳で郷里で死去

※信多まち（1906～?） 岡山県生まれ、出会った学生の影響で社会主義を知る。上京後、「関東婦人連盟」「青年同盟」、群馬の活動家とも縁があり、検挙され前橋刑務所に約1年。ただ、活動家の中の女性の扱い方に疑問も感じていた。

⇒「左翼の陣営に飛び込んだが、女というばかりで利用されるだけだった。」（信多まち自伝『素手の女 治安維持法の時代を生きる』1994・平成6）

※山田寿子（としこ）（1911～87） 鳥取県生まれ 学生との交流で社会への目を開かされる。上京後、組合活動、共産党入党、検挙4回、拷問体験、満蒙開拓団で渡満、戦後は勢多郡粕川村村議（共産党）12年、没後「解放運動無名戦士之墓」に。

5, 戦時下の女性

○市川房枝の主張⇒「大日本婦人会を解消し町内会部落会に一元化せよ」（1945・昭和20・2）

○婦人参政権運動の中心にいた市川房枝でさえ、戦時下では戦争協力をして世論を誘導したとみなされ、戦後公職追放とになった。戦時下の国家総動員体制の中で、時代の空気に抗うことの難しさ。

6, 戦後の民主化と女性の政治参加

敗戦直後、日本政府に旧来の制度を改める気は毛頭なかった。残念ながら、日本の民主化は占領軍の手によってなされたことは否定できない。マ元帥の五大改革指令の中に「憲法の自由主義化および女性の解放（婦人参政権の付与）」があり、1946（昭和21）年の戦後第1回衆議院総選挙では女性の当選者を出したし、新憲法の中に女性の権利保障が（14条、24条、44条）入れられた。これには、まだ若くGHQ民政局に所属していたベアテ・シロタ（1923～2012）の果たした役割が大きい。

7, 早くも反動とのたたかい

◎自由党憲法調査会の『家族制度』復活試案（1954・10・15）、これに対し、すぐに家族制度復活反対総蹶起大会（1954・11・13）が行われた。

旧来の家族制度を復活しようとする動きは、連綿として現在まで保守政党右派の潮流の中にある。今問題になっている旧統一協会（世界平和統一家庭連合）は地方議会から安倍晋三（故人）を中心とする国政まで影響を与えている。近く開設される「こども家庭庁」も最初は「こども庁」のはずが、いつの間にか「家庭」が加わった。保守派の政治家たちの反対で、同性婚や選択的夫婦別姓の実現が進まない現実も同様の潮流であろう。

（文責 設楽春樹）